News Release

2016 年 10 月 13 日

家畜を対象とした食品用微細藻類ユーグレナの安全性試験を実施し、飼料製造業者届および飼料販売業者届の届出が完了しました

株式会社ユーグレナ

株式会社ユーグレナ（本社：東京都港区、社長：出雲充、以下、ユーグレナ社）とユーグレナグループの八重山殖産株式会社（本社：沖縄県石垣市、社長：志喜屋安正、以下、八重山殖産）は、食品用微細藻類ユーグレナ（和名：ミドリムシ、以下食用ユーグレナ）の飼料利用に関する届出が、2016 年 9 月 20 日に完了しましたことをお知らせいたします。

家畜等に対する使用経験のない飼料を製造、販売するためには、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法）に定められるように、安全性評価の実施ならびに飼料製造業者届および飼料販売業者届の届出が必要となります。

ユーグレナ社では、動物の生育に必要なタンパク質をはじめとした豊富な栄養素を含む微細藻類ユーグレナを、飼料として活用するための研究を進めておりますが、この度、家畜を対象とした食用ユーグレナの安全性試験を実施し、飼料としての安全性が確保されていること、および畜産物等の安定的な生産に寄与できることを確認いたしました。これらの試験結果を踏まえ、飼料安全法に従い、食用ユーグレナの製造を行っている八重山殖産が八重山家畜保健衛生所を通じて飼料製造業者届を農林水産大臣へ、ユーグレナ社が東京都家畜保健衛生所を通じて飼料販売業者届を東京都知事へ届出ました。両届出が完了したことにより、食用ユーグレナの飼料としての製造、販売が可能となります。

今後、ユーグレナ社と八重山殖産は、微細藻類ユーグレナの飼料としてのさらなる安全性を確保するとともに、飼料として活用した際の付加価値の向上等に関する研究を推進し、飼料利用の事業化を目指してまいります。

以上